

ゆうあい訪問看護ステーション

訪問看護利用料金表（介護保険） 令和6年7月現在

【訪問看護基本利用料】

看護師による訪問【要支援】

訪問時間	単位数	1割負担
20分未満（予防訪問看護Ⅰ1） ※週に1回以上の訪問看護が必要	303単位	303円
30分未満（予防訪問看護Ⅰ2）	451単位	451円
30分～1時間未満（予防訪問看護Ⅰ3）	794単位	794円
1時間～1時間30分未満（予防訪問看護Ⅰ4）	1,090単位	1,090円

◆准看護師によるサービス提供の場合は、所定単位数の90%の料金となります。

看護師による訪問【要介護】

訪問時間	単位数	1割負担
20分未満（訪問看護Ⅰ1） ※週に1回以上の訪問看護が必要	314単位	314円
30分未満（訪問看護Ⅰ2）	471単位	471円
30分～1時間未満（訪問看護Ⅰ3）	823単位	823円
1時間～1時間30分未満（訪問看護Ⅰ4）	1,128単位	1,128円

◆准看護師によるサービス提供の場合は、所定単位数の90%の料金となります。

理学療法士、作業療法士による訪問【要支援】

訪問時間	単位数	1割負担
20分 1単位（予防訪問看護Ⅰ5）	284単位	284円
40分 2単位（予防訪問看護Ⅰ5）	568単位	568円

①理学療法士、作業療法士の訪問回数が看護師の訪問回数を上回った場合1回につき8単位減算 ②理学療法士、作業療法士の訪問が看護師と同回または看護師の回数が上回った場合で緊急時訪問看護加算、特別管理加算の算定している場合で12ヶ月を超えた訪問は1回5単位減算 ③12ヶ月を超えた訪問は更に15単位減算

理学療法士、作業療法士による訪問【要介護】

訪問時間	単位数	1割負担
20分 1単位（訪問看護Ⅰ5）	294単位	294円
40分 2単位（訪問看護Ⅰ5）	588単位	588円
60分 3単位（訪問看護Ⅰ5 2超）	795単位	795円

①理学療法士、作業療法士の訪問回数が看護師の訪問回数を上回った場合 ②緊急時訪問看護加算、特別管理加算のいずれも算定していない場合 1回につき8単位減算

【加算項目】

加算名	単位数
初回加算（Ⅰ）	350単位/月
初回加算（Ⅱ）	300単位/月
退院時共同指導加算	600単位/初回訪問時
緊急時訪問看護加算（Ⅱ）	574単位/月
特別管理加算Ⅰ	500単位/月
特別管理加算Ⅱ	250単位/月
夜間・早朝加算 18:00～22:00 6:00～8:00	基本料金の25%加算/回 ※月に2回目以降の緊急訪問の場合
深夜加算 22:00～6:00	基本料金の50%加算/回 ※月に2回目以降の緊急訪問の場合
長時間訪問看護加算	300単位/回
複数名の看護師等による 訪問看護加算1回につき	30分未満 254単位 30分以上 402単位
ターミナルケア加算	2,500単位

※基本料金＋加算項目に該当する場合は、負担に応じて合計金額に加算されます。

【訪問看護利用例】
（1割負担・要介護3の場合）

◎週1回/月5回 30分～1時間未満の訪問看護利用
訪問看護基本利用料 823単位×5日＝4,115単位
初回加算（Ⅱ） 300単位
緊急時訪問看護加算（Ⅱ） 574単位

合計 4,989単位（5,094円）

利用者様負担金額（1割負担） 5,094円

◆福井県では、介護保険は1単位10.21円です。利用者の所得に応じて、2割・3割の場合もあります。

※例として自己負担1割の場合